

北東北もののプロ報告（第4回）

1. 市山ADトピックス

○発明者の特許収入について ～収入あります～

多くの企業では従業員の発明が特許になって大きな利益を生み出した場合、補償金（報奨金）が支払われます。また発明を奨励する意味で、特許が出願された時点や登録された時点で補償金が支払われる企業も多くあります。

大学ではどうなっているのでしょうか。

特許法第35条（職務発明）においては、大学の教員等が職務上の発明を行い、特許を受ける権利が大学に帰属することになった場合、発明者は相当の利益を得る権利を有すると定めており、多くの大学ではこの条項に基づき職務発明規程等を設けて発明者に対する補償金の支払いについて定めています。

補償金の種類としては以下のように3種類ありますが、どの補償金を支払うかは以下の表に示すように大学によって規程が異なります。

- (1) 出願補償金： 特許を受ける権利を発明者から承継して特許出願した場合に大学が発明者に対して支払う補償金
- (2) 登録補償金： 特許権の登録がされた場合に大学が発明者に対して支払う補償金
- (3) 実施補償金： 特許をライセンスしあるいは譲渡することにより大学が収入を得た場合に、大学が発明者に対してその収入に応じて支払う補償金

実施補償金については、大学が出願・維持に要した費用を控除した額の30%～50%程度を発明者に配分する例が多いようです。発明者が複数の場合は、各発明者の寄与率に応じて実施補償金を分配することになります。

表1. 大学の職務発明に対する補償金に関する規程例

(○：補償金あり、－：補償金なし)

	北海道大	東北大	東京大	名古屋大	京都大	大阪大	九州大
(1)出願補償金	○	－	－	－	○	－	－
(2)登録補償金	○	－	○	－	－	－	－
(3)実施補償金	○	○	○	○	○	○	○

2. 三重県立看護大学の取り組み状況の紹介

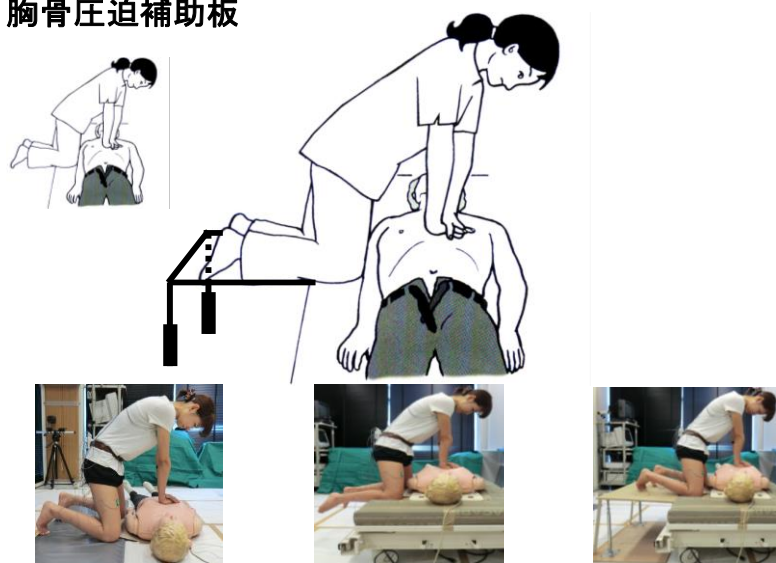
本学は北東北地方から遠く離れた三重県津市にある看護学部だけの単科大学になります。なぜ三重がメンバーにという疑問をお持ちだと思いますが、以前からのご縁で仲間に入れていただいています。今回、本学の取り組みを紹介する機会をいただきましたので、簡単にご報告します。

本学のものづくりに関しての取り組みは他大学に比較して大変遅れており、平成 26 年度に知的財産に関する規程を制定し、平成 27 年度に本学第 1 号の特許出願を行いました。本日は、記念すべき本学第 1 号「心肺蘇生用足趾支持台 (特開 2017-023709 号)」についてご紹介させていただきます。

○発明の概要

ベッドやストレッチャー等のベッド上に仰臥している患者に対して心肺蘇生術を施す際に、術者の安定した姿勢を確保することで、胸骨圧迫の効果が最大限得られるようベッドに取り付ける補助台になります。

胸骨圧迫補助板

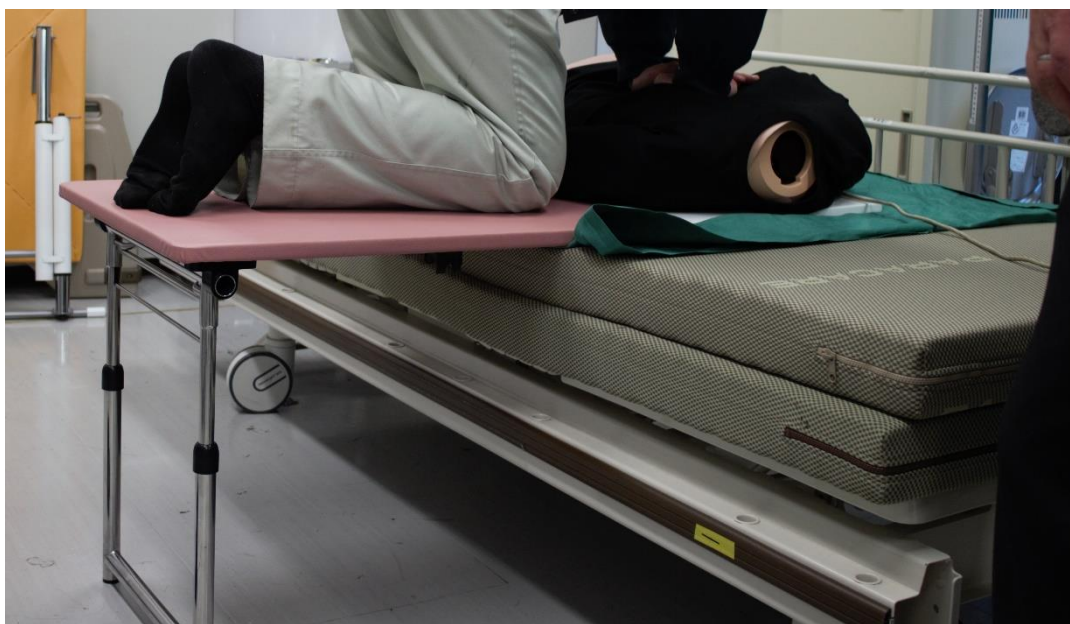


○発明経緯

臨床現場でベッドやストレッチャー等のベッド上に仰臥している患者に対して心肺蘇生術を施す際、術者は患者の胸部を 5 cm 以上、毎分 100 回以上で圧力を加えるようにすること (胸部圧迫) が原則ですが、ベッド上で行われる胸骨圧迫は、寝台の高さと術者の身長の不整合から床上の硬い平面で行う場合と比較して効率が悪くなることが研究から明らかとなっています。こ

の要因としては、術者の足趾が固定されないため下肢全体が安定せず、胸骨圧迫をするための姿勢がとりにくいことが挙げられます。

そこで、術者の安定した姿勢を確保するため、足趾及び膝部をベッド上面部との高さがほぼ一定となるような補助台を寝台に密着させて設置することとしました。



※試作第 2 号

○技術移転に向けた取り組み

現在、本学では、県内企業と連携して試作品の開発に取り組んでいます。試作第 1 号では、ベッドとの高さ調整や固定方法、補助台の重量など、緊急時に迅速に対応するための多くの課題が発見できました。現在試作は第 2 号まで完成し、効果などの検証を行っているところです。本学第 1 号の特許出願まで開学から 20 年近くを要したことから、完成まで時間は懸るかもしれませんが、大事に取り組んでいきたいと考えています。

< 次回は青森中央学院大学から発信予定です >

作成：三重県立看護大学 事務局企画総務課 板橋